

事 務 連 絡
平成20年 4月14日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産ミニトマト)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡にてお知らせしたところですが、同事務連絡の別添1の2の別表8（韓国産ミニトマト検査命令免除業者リスト）を別紙のとおり訂正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。